

社会福祉法人島根県社会福祉事業団 法人ブランディング支援業務仕様書

1 業務名

社会福祉法人島根県社会福祉事業団法人ブランディング支援業務委託

2 業務の背景および目的

島根県社会福祉事業団（以下「当法人」という。）は、昭和40年に創立された県内でも有数の歴史ある社会福祉法人であり、県内各地で特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所など幅広い福祉サービスを提供し、地域福祉の発展にその先頭に立って取り組んできた。

しかしながら、これまで積み上げてきた実績があり、質の高いサービスを提供し続けているにも関わらず、当法人の役割や強みが十分に言語化・共有しきれておらず、外部への発信においてもその魅力がステークホルダーへ十分に伝わっていないという課題を抱えている。

法人設立から60年を機に、改めて法人が歩んできた歴史、独自の役割や強みを客観的に整理し、独自のブランドコンセプトとして言語化・視覚化する取組を行い、職員自らが法人の価値を再認識し、当法人への誇りを持つとともに、地域の人々への認知度を向上させ、法人の価値が正しく伝わる状態を目指すことを目的に実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

4 業務の内容

(1) 業務内容

ア ブランドコンセプトの策定

法人が歩んできた歴史、独自の強み、社会的意義等について、役職員へのヒアリングや当法人がブランドコンセプトを議論するために組成するプロジェクトチームを的確にファシリテートし、ワークショップや定期的な会議等を駆使し、最適なブランドコンセプトを策定すること。

【ブランドコンセプトを策定するにあたっての前提条件】

- ・法人の名称は変更しない。（略称「事業団」は検討する。）
- ・法人の理念は変更しない。

【策定の工程に必ず盛り込むもの】

- ・役職員等とのヒアリング

策定開始時に、当法人の役職員等（外部関係者含む。）10名程度から対面によるヒアリ

ングを行うこと。

会場については、原則、当法人の事務局又は運営する施設とする。

・ワークショップの開催

職員 10 名程度で組成するプロジェクトチームと少なくとも 3 回以上ワークショップを開催し、的確なファシリテートを行ったうえで、多角的な視点から当法人の価値（役割や強み等）を議論し、整理すること。

会場については、原則、当法人の事務局又は運営する施設とする。

・その他独自提案

本業務の目的を達成するために効果的な提案があれば積極的に行うこと。

提案を行った取組の実施については、当法人と協議のうえ、決定する。

イ 法人ロゴ及びキャッチフレーズの作成

アのブランドコンセプトに基づき、当法人のブランディングにおいて統一的に使用する法人ロゴ及びキャッチフレーズを作成すること。

なお、法人ロゴ及びキャッチフレーズ案は、それぞれ複数案を制作したうえで、当法人と協議の上、最終的に決定するものとする。

【法人ロゴ】

- ・ロゴマーク 1 点とロゴタイプ 1 点を組み合わせた法人ロゴ 1 点の作成を行うこと。
- ・パンフレット、ポスター、チラシ、ステッカー、名刺、各種印刷物、のぼり旗等様々な場面で活用することを念頭に、応用ができるデザインであること。
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。
- ・ロゴマーク及びロゴタイプは、それぞれ単体で使用可能なものとし、カラー及びモノクロ版を作成すること。

【キャッチフレーズ】

- ・当法人を端的に表すことができるキャッチフレーズ 1 点の作成を行うこと。
- ・デザインはオリジナルの未発表作品とし、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること

ウ 法人ロゴとキャッチフレーズのガイドラインの制作

イで決定した法人ロゴ、キャッチフレーズ等を使用するにあたってのガイドラインの制作を行うこと。

エ 法人パンフレットのデータ作成

地域の方々等に、当法人の魅力を端的に伝えるために、法人を紹介する機会や施設見学等において配布するパンフレットを作成する。

なお、構成に必要なデザイン等は、提案を基に原則受託者で準備を行い、当法人と協議のうえ決定すること。なお、当法人の施設建物や人物等の写真は、当法人から提供する。

【パンフレットの想定する規格・内容等】

- ・規格 A4判 16ページ程度（表紙・裏表紙込）
- ・内容 歴史（沿革）、理念、目指す姿、運営する施設の特色、法人の取組

オ ブランドコンセプトを活用した広報戦略

あのブランドコンセプトに基づき、ステークホルダーに応じた効果的な情報発信を行うための具体的な広報戦略を提案すること。

なお、広報戦略の内容等は、当法人と協議の上、決定すること。

(2) 成果物等の提出及び納品

原則、電子データとする。

- ア ブランドコンセプトの策定報告書（形式：PDF）
- イ 法人ロゴ・キャッチフレーズ（形式：JPEG, PNG, GIF）
- ウ 法人ロゴ・キャッチフレーズ使用ガイドライン（形式：PDF）
- エ 法人パンフレットの電子データ（印刷会社等が印刷可能な形式）
- オ ブランドコンセプトを活用した広報戦略（形式：PDF）

(3) 納入期限

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ア ブランドコンセプトの策定報告書 | 令和8年10月31日頃 |
| イ 法人ロゴ・キャッチフレーズ | 令和8年12月31日頃 |
| ウ 法人ロゴ・キャッチフレーズ使用ガイドライン | 令和9年1月31日頃 |
| エ 法人パンフレット | 令和9年2月28日 |
| オ ブランドコンセプトを活用した広報戦略 | 令和9年1月31日頃 |

5 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 作成検討、連絡調整のため、当法人との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも当法人と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (2) 役職員とのヒアリングやワークショップ等によりブランドコンセプトを策定することを想定しているため、それらを踏まえた全体スケジュール計画を立てること。詳細なスケ

ジュールは当法人と協議のうえ、決定する。

- (3) 仕様書に記載のない事項は、当法人と協議の上、決定し実施すること。
- (4) 受託者は、委託業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、当法人と協議のうえ、業務の一部を委託することができるものとする。
- (6) 委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

6 著作権の取扱い

- (1) 受託者の作成作品の知的財産権に関して生じた問題について、委託決定の前後にかかわらず当法人は一切の責任を負わない。
- (2) 受託者は、本件著作物が、第三者が有する他人の特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び商標権等の権利を侵害しないよう留意すること。他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が自らその責任を負担し、受託者の費用でこれに対処、解決するものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、当法人へ成果物の引渡し完了したときに移転するものとする。
- (4) 受託者は、当法人が法人ロゴ等の成果物の商標の類似品調査、出願・登録をすることを認めること。
- (5) 受託者は、ホームページ等への掲載のため二次利用について許諾するものとする。
- (6) 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第 27 及び第 28 条に規定する権利を含む) は、成果物の引渡しをもって発注者に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 法人ロゴ等の成果物は、当法人が必要と判断する目的に利用できるとともに、当法人が認める第三者に使用させることができるものとする。
- (8) 盗作等の不正な行為が判明した場合は契約しないものとし、契約締結後に判明した場合はその契約を解除する。